

| | |
|----------|---|
| 法律名 | 森林法 |
| 施行年 | 昭和26年 H14年改正 |
| 目的 | この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。（第1条） |
| 対象者 | 国、都道府県、市町村、森林所有者、森林を開発しようとする者 |
| 規制対象事業規模 | 特になし |
| 規制内容 | <p>都道府県知事は、5年ごとに10年を1期として、農林水産大臣の定める全国森林計画に即して、森林計画区分にその森林計画区に係る民有林につき、地域森林計画定め（第5条）ており、この計画の対象となっている民有林については、開発行為は規制される。</p> <p>計画の内容としては、 対象とする森林の区域 / 森林の整備に関する基本的な事項 / 森林の立木竹の伐採に関する事項 / 造林面積その他造林に関する事項 / 森林の土地の保全に関する事項 / 保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項等である。なお、森林計画区とは、都道府県知事が、地勢等を勘案して決める流域ごとの計画範囲である。</p> <p>地域森林計画の対象となっている民有林（保安林、保安施設内の森林、海岸保全区域内の森林を除く、除外の理由はそれぞれ別の制限が課せられているため、下記参照）において開発行為をする場合は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けねばならない（第10条の2）。</p> <p>開発行為とは、土石・樹根の採取や土地の形質を変更する行為で政令で定める規模（道路の建設を目的とする行為で関係する土地の面積 1ha を超え道路の幅員 3m、それ以外の行為で土地の面積 1ha) を超えるものをいう（第10条の2、施行令第2条の3）</p> <p>地域森林計画の対象となっている民有林内でバイオマス工場等の用地にする場合や樹根を原材料として採取する場合で、1ha もの用地を必要とし接続する道路も 3m 以上のものを作るため許可を必要とするケースはあまり多くないと思われるが、</p> |

参考までに以下に許可の基準を見ておく。

次のいずれにも該当しない場合は、許可される（施行令第10条の2）。

イ．当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること

ロ．当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること

ハ．当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること

二．当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること

要するに、土砂流出・崩壊や水害の危険性、水源のかん養や環境への悪影響がない場合に限り許可されるということ。

森林法では、地域森林計画対象民有林の他に、保安林を指定している（第25、27条）。

保安林は、次の目的を達成するために必要な場合に、農林水産大臣が所定の手続を経て指定する。ただし、海岸保全区域（療則として）および原生自然環境保全区域には保安林を指定できない。

水源のかん養 / 土砂の流出の防備 / 土砂の崩壊の防備 / 飛砂の防備 / 風害、水害、潮害、干害、雪害または霧害の防備 / なだれまたは落石の危険の防止 / 火災の防備 / 魚つき / 航行の目標の保存 / 公衆の保健 / 名所または旧跡の風致の保存

| | |
|----------|---|
| | <p>保安林において、開発する場合、「立木の伐採」「立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉もしくは落枝を採取し、または土石もしくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」にあたるので、都道府県知事の許可を受けねばならない（森林法第34条）。また、保安林でバイオマス処理のための原材料となる木材を取得する場合も該当し、許可を得なければならない。</p> <p>ただし、ほとんどの場合は許可されないので、どうしても開発・伐採しようとする場合、指定の解除の可能性を探る（第25、27条）。</p> <p>指定の解除は、直接の利害関係を有するものが、農林水産大臣又は都道府県知事に申請する。解除されるのは「指定の理由が消滅したとき」（災害で保安林が流された場合など）および「公益上の理由により必要が生じたとき」で、その詳細は、林野庁長官通達（平成2年6月11日付林野庁長官通知、第1868号）参照。</p> |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画の対象となっている民有林では規制は緩やかであるが、保安林内での開発・伐採の規制はかなり厳しいので事実上、開発・伐採は不可能なので事業計画からはずしておいた方がよい。 ・製材工場等残材、林地残材を原料として用いるバイオマス関連の施設を、原料産出地に近く整備する場合は、この森林法や首都圏近郊緑地保全法など緑系の規制法によく注意。 |
| 資源分類 | 製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部 |
| 利用技術分類 | 飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換 |
| ビジネスプロセス | 事業計画、適地選定、施設計画、開発許可、原材料確保許可 |
| 関連法 | より厳しい規制は自然公園法の指定地域、他に首都圏近郊緑地保全法など緑系の規制法 |